

日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の 展開：冒頭定型句の過渡期的表現を中心に

船田，善之
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門：講師：内陸アジア史，東アジア史

<https://doi.org/10.15017/13880>

出版情報：史淵. 146, pp.1-23, 2009-03-01. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

日本宛外交文書からみた 大モンゴル国の文書形式の展開

—冒頭定型句の過渡期的表現を中心に—

船田善之

はじめに

大モンゴル国 *Yeke Mongγul ulus* (1271年以降は漢語の国号「大元」も併用) のフビライ=ハーン *Qubilai Qaγan* は、1274年・1281年の二度にわたり、大遠征軍を組織し、日本に侵攻させた。日本でいうところの「文永の役」、「弘安の役」である。森平雅彦 (2007a) は、より中立的な呼称として「甲戌の役」、「辛巳の役」を提唱した。筆者もこれに従いたい¹。大モンゴル国は、これに先立ち、高麗も巻き込む形で、日本との外交交渉を試みており、その過程で日本に送達された外交文書が抄本の形や、編纂史料に収録された形で、現在に伝えられている。

本稿は、これらのうち、至元三年(1266)「大蒙古國皇帝奉書」(いわゆる「大蒙古国国書」)・至元六年(1269)「中書省牒」を考察の対象としてとりあげる。後述するように、前者については、重厚な研究蓄積があり、後者についても、本文書を「発掘」した張東翼 (2005) による考察とその後の植松正 (2007) による検討がある。それにもかかわらず、本稿で屋上屋を重ねるのは、両文書をモンゴルの文書形式・書式の展開に位置づけることを意図しているからである。モンゴルから日本へ送達された文書については、堤一昭 (2003: 184) が、「モンゴルから日本へ、高麗から日本へ送られた何通もの「国書」も、まずはどのような形(文書・典籍所収など)でどのくらいあるのかを把握したい」、「そして、「モンゴル命令文」さらにはモンゴル時代史の観点から再検討する必要がある」

と課題を提示した。本稿も、この問題提起を受けて、とくに、冒頭定型句に焦点を当て、モンゴル政権による文書システム構築の過渡期を抽出するものである。なお、堤一昭（2003）の問題提起は、張東翼（2005）による新史料発掘に先立っている。ここに、堤一昭氏の先見の明を強調して敬意を表したい。同時に、本稿の考察に際しては、張東翼（2005）・植松正（2007）の研究と整理に多くの恩恵を受けていることを付言しておく。

1. 両文書の概要と歴史背景

本節では、考察の対象となる至元三年（1266）「大蒙古國皇帝奉書」・至元六年（1269）「中書省牒」の概要と歴史背景を述べておきたい。

一通目の至元三年八月²「大蒙古國皇帝奉書」は、モンゴルが日本に宛てた最初の国書である。『元史』巻六・世祖本紀・至元三年八月丁卯（元史 1976：111-112）、同巻二〇八・外夷傳・日本（元史 1976：4625-4626）、『高麗史』巻二六・元宗世家・八年八月丁丑（10b-11a）、『高麗史節要』巻一八・元宗八年八月（22b-23a）、『異國出契』³などに収録されるが、宗性『調伏異朝怨敵抄』（東大寺図書館所蔵）所収の抄本⁴が、台頭を残している点などから最もよいとされる。発給者は「大蒙古國皇帝」、宛先は「日本國王」、発給時期は、至元三年（1266）八月、文書形式は「奉書」である。中国史において文書形式としての「奉書」は術語として慣用されておらず、また日本史においては、侍臣などが主人の意を奉じて出す書状を指す（佐藤進一 1997：103）。しかしながら、筆者は、文書形式を分析するにあたっては、まず当該文書の字句に拠るべきであるとの立場から、通例「致書」とあるべき箇所を「奉書」としている本文書の形式を「奉書」と呼ぶこととする⁵。

本文書については、池内宏（1931）を始めとする「甲戌・辛巳の役」研究における分厚い研究蓄積がある⁶が、ここでは、近年の通史・概説書における代表的な言及・解説として、杉山正明（1992：247；1996：118-124；2001b：333-339）と佐伯弘次（2003：60-63）を挙げておきたい。

もう一通の至元六年六月「中書省牒」（『異國出契』内閣文庫所蔵抄本、和

35088) は、後述するように、先の至元三年八月付「大蒙古國皇帝奉書」から三年後、再度使節を派遣したときに、発給した文書である。発給主体は「中書省」、宛先は「日本國王殿下」、発給時期は至元六年（1269）六月、文書形式は「牒」である。

従来、各種史料⁷から中書省牒が日本にもたらされていた事実は知られていたが、その内容は長く不明であった。こうした状況の下、張東翼（2005）が『異國出契』（京都大学文学部図書館所蔵抄本）に本牒を含む関連文書群が収録されていることを紹介し、その内容や日本側の対応を考察したことによって、本文書の存在が斯界に知られることとなった。その後、植松正（2007）も釈読を発表して外交文書に用いられた文言の問題などを論じている⁸。

次に両文書をめぐる歴史背景をまとめておく⁹。フビライは、至元三年（1266）八月に、「大蒙古國皇帝奉書」を発給し、黒的・殷弘を国信使・副国信使にそれぞれ任命して日本へ派遣した。このきっかけとしては、前年の高麗人趙彝の進言があったとされる。翌至元四年（1267）正月、モンゴル使節黒的・殷弘、高麗の宋君妻らの案内で巨済島まで至るも引き返した。その裏には高麗側の工作があった。六月、フビライは、高麗国王王禎（王俔）の弁明を一蹴し、再度黒的らを派遣して必達を厳命する。王禎は、同九月、「高麗國王啓」（＝「高麗国国書」、日本国王宛）を発給し、潘阜をモンゴル使節黒的らに同行させた。彼らは、至元五年（1268）正月、太宰府に到着し、半年滞留することになる。翌二月には、朝廷が返書を不可とする決定をする。七月、モンゴル・高麗使節は、成果なく高麗王京に帰還した。九月、フビライは、三度黒的らの派遣を命じる。至元六年（1269）三月、モンゴル・高麗使節は、対馬に至り、塔二郎・弥二郎を連行して帰国した。六月に、「中書省牒」が発給される。九月、高麗使節金有成が日本に到着し、塔二郎・弥二郎が送還され、「中書省牒」・「高麗國慶尚晉安道按察使牒」（日本国太宰府守護所 or 日本国太宰府宛）が送達された。これを受けて、十月に朝廷は返書作成を決定し、翌年正月返書が作成されることになるが、幕府は返書すべきでないとの判断を下した。その後も、モンゴル・高麗から使節が派遣されたが、日本は返書を送らない態度を固持し、そのまま1274年

の「甲戌の役」を迎えることとなる。

2. 至元三年(1266)八月「大蒙古國皇帝奉書」について

(1) 冒頭定型句「上天眷命」をめぐる

周知のように、「大蒙古國皇帝奉書」の冒頭にみえる「上天眷命」は、モンゴル時代、皇帝(ハーン)の詔書(文書内の形式宣言では「聖旨」。モンゴル語からの直訳体聖旨¹⁰と区別するため、雅文聖旨・文言聖旨と通称される)の冒頭に用いられる定型句である(劉暁 2007: 179, 182)。「大蒙古國皇帝奉書」は詔書ではない。しかしながら、中国王朝の制度の枠組みにおいてどのような文書形式であれ、モンゴル語からみれば、ハーン(皇帝)の命令はジャルリク *jarly* (おおせ)である。皇帝名義で発給される雅文漢語文書の冒頭定型句として採用されていたと捉えるべきであろう。

杉山正明(1992: 247; 1996: 121-122; 2001b: 334)や張帆(2002: 149, n. 10)が指摘するように、「上天眷命」は、モンゴル語聖旨の冒頭定型句の前半部分「とこしえの天の力に *möngke tngri-yin kücün-dür*¹¹」(蒙文直訳体では「長生天(的/底)氣力裏」¹²)に対応している。

当時の吏牘用語解説書と称すべき『吏學指南』は、この四字句を、『書經』(『尚書』)虞書卷四・大禹謨(『十三經注疏』阮元校勘本、3a)の「皇天眷命」とも関連づけて解説している¹³。フビライは即位後、統治制度整備を進めていくが、漢語世界を対象とする制度については、多く金制を踏襲しつつ、儒学の理念を採用しており¹⁴、この説明も十分に通用するものである。

一方で、この冒頭句が『書經』にみえる「皇天眷命」ではなく、「上天眷命」であることに留意しなければならない。明らかにモンゴル語の「上天 *deger_e tngri*」を強く意識している。杉山正明(1996: 121-122)は、「南宋皇帝」宛て庚申年(1260)四月七日「大蒙古國皇帝致書」(『玉堂嘉話』卷四、楊曉春 2006: 105)では「皇天眷命」となっている点に依拠して、「当初の「皇天」を経て「上天」に修正・統一されたものと見なされる」と指摘する。従うべき見解であろう。あるいは当初「皇天」「上天」双方が用いられ、最終的に「上天」に収斂さ

れた可能性もあろう¹⁵。

以上を踏まえれば、フビライ政権が文書形式・書式を整備する際、「とこしえの天の力に mǒngke tngri-yin kücün-dür」の雅文漢語版における対応句ないし翻訳語として、儒学の古典に由来するこの四字句「皇天眷命」「上天眷命」を採用したことが窺える¹⁶。この翻訳語は、モンゴル命令文の冒頭句¹⁷の意を汲むと同時に、漢文化にも通底する四字句であった。そして、文書書式の整備化により最終的には、よりモンゴルの世界観を表現した「上天眷命」に収斂したと推測される¹⁸。ゆえに、もし、モンゴルの世界観を意識するならば、「上天眷命」は、下の名詞句に係る形容詞句として「上天の眷命せる（大蒙古国皇帝が書を日本国王に奉る／皇帝の聖旨）」「天のいつくしまれた（大蒙古国皇帝が書を日本国王に奉る…／皇帝の聖旨）」などと読むのではなく、命令文発給の権限付与を宣言する副詞句として、「上天が眷命したことに基づいて、（大蒙古国皇帝が書を日本国王に奉る／皇帝 [が下す] 聖旨）」などと捉えるべきかもしれない。もちろん、この冒頭定型句が定着してより以後、これを使用する人びとや読み手が、かかる事情をきちんと認識していたかどうかは別問題である。

ところで、中統三年（1262）二月十二日「昌童大王令旨」¹⁹に「上頭天底氣力裏」（再構される原文モンゴル語は*deger_e tngri kücün-dür 上天の力に）とみえることも興味深い。直訳体の冒頭定型句も初期には二つのヴァージョンがあって、最終的に「長生天」に収斂されたのである。この点、「ふるくは「上頭天底氣力裏」といい、あるいは「上天氣力裏」といった（舊曰、「上頭天底氣力裏」、或曰、「上天氣力裏」）とする『吏學指南』發端（楊訥 1988：37）の説明（前注12参照）は、注目に値する。こうした経緯は、文言聖旨の冒頭定型句のそれと平行関係にあるとみなすことができる²⁰。また、「上天眷命」は、「とこしえの天の力に mǒngke tngri-yin kücün-dür」よりも、むしろこちらの言い回しと直接対応することを、強調しておきたい。

(2) 「奉書」という文書形式をめぐる

本項では「奉書」という文書形式とそれをめぐる問題について、若干の見解

を述べておきたい。よく言われているように、これは、「日本國王」への敬意を表明したものである。モンゴル時代以前、君臣関係のない君主同士、「皇帝」同士の間では、「致書」形式を採用するのが一般的であった（中西朝美 2005）。この意味で、「奉書」という文書形式は、異例であったといえる。実際に、上述の庚申年（1260）四月七日「大蒙古國皇帝致書」では、対等である南宋皇帝に対して「大モンゴル国皇帝が南宋皇帝に書を致す（大蒙古國皇帝致書于南宋皇帝）」と「致書」形式を採用している。君臣関係がなかったとはいえ、「奉書」という表現は、ランク下の国王宛てとしては破格の敬意表現である。

南宋皇帝宛てに「致書」を、日本国王宛てに「奉書」を、それぞれ採用したのは、あるいは交戦関係の有無に起因するのかもしれない。試みに、後の日本宛の外交文書のみてみよう。至元八年（1271）九月に大宰府に到着したモンゴル使節、趙良弼がもたらした国書（おそらく至元七年（1270）十二月発給）については、本文が伝わるものの、冒頭句と結句を欠いているので、文書形式は判断できない（『元史』卷二〇八・外夷傳・日本、元史 1976：4626-4627）²¹。癸未年（至元二十年、1283）八月付け日本国王宛てフビライ「聖旨」（『善隣國寶記』卷上所引如智「海印接待庵記」（文正元年（1466）序刊本 35b-36a；田中健夫 1995：92-95）では、「上天眷命、皇帝聖旨。諭日本國王。…。故詔示。想宜知悉」と「詔書」形式を採用している。1283年の段階で、モンゴルは、すでに日本と二度の交戦（甲戌・辛巳の役）を経ている。交戦前には「奉書」という形で敬意を表す姿勢をとったのに対し、交戦後においては、「詔書」という明確な下行文書によって強硬な立場への転換を表明しようとした可能性は高い。付言するならば、至元十三年（1276）の南宋滅亡からすでに七年が経過しており、名実ともに天下唯一の存在となった「皇帝」として発出する文書形式が「詔書」であったことは当然といえる²²。逆に、1266年は、杉山正明（2001b：337）が分析するように、弟アリクブフ Ariγböke との継承争いに終止符を打ってハーン位を固めて間もない段階、そして皇帝を戴く南宋や情勢定まらぬ高麗をにらんでいた段階であった。かかる状況の下、日本と初めての交渉を試みるにあたって、相手に敬意を表す「奉書」を採ったのは自然な選択であったといえよう。

ところが、次代のテムル Temür が大徳（元）[三] 年（1299）三月に日本に宛てた国書では、「大元皇帝が書を日本國王に致す（大元皇帝致書于日本國王）」（金沢文庫文書6773号「元朝寄日本書」、神奈川県立金沢文庫 2001：10）となっており、「致書」形式を採用している。若干の引き戻しがある点はいささか腑に落ちない。ちょうどこの年、ハイシャン Qaišan がモンゴル高原に出鎮していることに鑑みれば、あるいは西北情勢が影響しているのかもしれない。

大徳三年の段階で「致書」形式が採られた背景については、今後より総合的な検討を必要とする。この問題についてはひとまず置き、至元三年（1266）に「奉書」形式を採用し、至元二十年（1283）には「詔書」に転換された要因を、当時の国際情勢やモンゴル・日本関係、使節派遣のねらいに求めることは、まず妥当であろう。

ただし、筆者はこうした要因に加えて、「奉書」を発給した1266年の段階では、文書の形式やシステムがまさに整備されている最中で、その運用もそれほど厳密なものではなかった可能性も挙げておきたい。すなわち、フビライ政権が文書行政システムを構築に着手したばかりの至元三年（1266）の段階では、文書形式もまだ厳密に運用されていなかったことが背景として考えられる。すでに指摘されているように、フビライ政権による文書行政システムのソフト・ハード整備は、おおむね至元三年（1266）から八年（1271）頃に進められた（中村淳・松川節 1993：17-18；宮紀子 2003・2004：200；船田善之 2005a：36-38）。こうした段階にあったからこそ、本文書の起草者（あるいは翻訳者）は、日本の反発を回避して円満な外交関係が構築できるように、破格の「奉書」形式を採用したと考えられる。

これに関連して、フビライは「奉書」形式の採用を認識していたか、という疑問を提起しておきたい。「奉書」という丁寧な表現は、この国書の起草から発給に至る過程に起因するのかもしれない。この過程を直接描写した史料は存在しないが、元代において詔書＝雅文聖旨が発給に至る過程については、『大元聖政國朝典章』典章三一・禮部卷四・儒學・科舉程式條目（元刊本 8 b-12a；『通制條格』・『事林廣記』・『類編歷學三場文選』にもほぼ同文が載る）より、ある程

度判明する。『事林廣記』の当該箇所については、「元代の社会と文化」研究班(2005:126-131)に行き届いた訳注があり、参考になる。この史料によると、概ね以下の過程を経ていたことがわかる。①皇帝に特定の案件について上奏し、聖旨という形で裁可を受ける。あるいは、皇帝が主体的に施策決定をしている場合であれば、皇帝が聖旨によって特定の施策のために詔書を起草するよう命令を下すであろう。②関連人員らによって詔書の擬案や「検目」(皇帝に上奏すべき事柄を箇条書きにしたもの)がまとめられる。③皇帝に読んで聴かせる(当然通事が介在する)。④皇帝に裁可されれば、詔書が発布され、発令先で開読される²³。

至元三年「大蒙古國皇帝奉書」もかかる過程を経ていたとするならば、フビライに国書の内容を聴かせる場合に、「奉」のニュアンスがきちんと伝わっていたかどうかは極めて微妙であろう。baγulya=(下す)、kürge=(送る)といった語彙に置き換えて説明した可能性も想起される。また、モンゴル語から本「奉書」が翻訳されたケースでも、baγulya=(下す)、kürge=(送る)といった語彙を翻訳者が「奉」と訳した可能性が想定されよう。

推測を重ねたきらいがあるが、「奉書」という文書形式が採られた背景については、筆者の現段階の見解は以上のようなものである。

3. 至元六年(1269)六月「中書省牒」について

(1) 冒頭定型句「皇帝洪福裏」をめぐって

本文書は、「大蒙古國皇帝洪福裏、中書省牒」で始まっている。「中書省」「牒」は、それぞれ発給者と文書形式を明示したものである。「大蒙古國皇帝洪福裏」は、モンゴル命令文の冒頭定型句であるが、実はその用例を多く挙げることは非常に困難である。管見の限り、直訳体碑文では一例しか見いだせない。「皇帝洪福裏」の唯一の用例は、兔兒年(1339)年二月初三日「トクテムル令旨」²⁴である。その発給者は、トクテムル Tuγtemür(脱帖木兒) 荊王、発給地点は昌平県である。その書き出しは、以下のようなものである。

天的氣力裏、皇帝洪福裏、脱帖木兒荊王令旨裏²⁵。管民官人每根底、管城子

達魯花赤・官人每根底、來往的使臣每根底、軍官每根底、軍人每根底。

天の氣力に、皇帝の洪福に、トクテムル荊王の令旨。管民官人らに対して、城子を管する達魯花赤・官人らに対して、往來する使臣らに対して、軍官らに対して、軍人らに対して。

「洪福」という語句に対して、祖生利（2000：150, n.2）は、「“洪福”：対応するモンゴル語原文は *su* であり、意味は“福・偉大・神聖”等で、『蒙古秘史統集』巻二には、“速図”（*sut'u*）とあり、その傍訳は“洪福”である。白話碑文では一般に“福蔭”と訳される」²⁶と解説する（用例自体は後掲する）。「皇帝洪福裏」の想定されるモンゴル語原文は、すでに張東翼（2005：63）が指摘しているように、「*qayan-u suu-dur* ハーンの威靈に」である。ただし、モンゴル帝国における定型化された命令文においては、このモンゴル語は「皇帝福蔭裏」²⁷と漢語訳されるのが定式である（表参照）。

【表】 定型以下以降のモンゴル命令文とモンゴル語直訳体漢語の冒頭句
※松川節（1995：38-39）を基に筆者が一部改変²⁸

ハーン（皇帝） 聖旨	<i>möngke tngri-yin küčün-dür yeke suu jali-yin ibegen-dür qayan-u jrlγ manu</i>	とこしえの天の力に、大威靈の輝きの加護に、ハーンなる我らがおおせ	長生天氣力裏 大福蔭護助裏 皇帝聖旨
男性皇族 （皇太子・大王・諸王） 令旨	<i>(möngke) tngri-yin küčün-dür qayan-u suu-dür xx üge (lingji) manu</i>	（とこしえの）天の力に、ハーンの威靈に、XXなる我らがことば	（長生）天氣力裏 皇帝福蔭裏 XX令旨
女性皇族 （皇太后・后妃） 懿旨	<i>möngke tngri-yin küčün-dür qayan-u suu-dür xx 'iji manu</i>	とこしえの天の力に、ハーンの威靈に、XXなる我らがことば	長生天氣力裏 皇帝福蔭裏 XX懿旨
帝師 法旨	<i>qayan-u jrlγ-iyar xx fajı manu</i>	ハーンのおおせによって、XXなる我らがことば	皇帝聖旨裏 XX法旨

さらに、モンゴル帝国の文書行政において、中書省牒などの官庁発給文書の冒頭句は、「皇帝聖旨裏」（対応するモンゴル語原文は“*qayan-u jrlγ-iyar*”「ハーンのおおせによって」²⁹）が定式であることを指摘しなければならない。以下、いくつか例を挙げよう。まず、典籍に収録された文書の事例に、本文書と発給者・形式を同じくするものがある。大徳四年（1300）閏八月吳澄宛中書省

牒（敕牒）・大徳七年（1303）十一月呉澄宛中書省牒（敕牒）・至大元年（1308）十月呉澄宛中書省牒（敕牒）では、すべて「皇帝聖旨裏、中書省牒…」で始めている（呉澄『臨川呉文正公草蘆先生集』（宮内庁書陵部蔵）卷四〇・大元累授臨川郡呉文正公宣敕；神田喜一郎 1969：99-109）。次に、碑刻に刻された文書の事例をみてみよう。多くの事例があるが、例えば、延祐二年（1315）九月泰安州長清縣執照（靈巖禪寺宛）（船田善之 2005b）も「皇帝聖旨裏、泰安州長清縣承奉使州指揮。…」という書き出しである。最後に、原文書の事例をみてみよう。ハラホト出土文書の公文書は多くが断片であるが、冒頭の「皇帝聖旨裏」が確認できる文書は少なくない。ここでは、比較的良好な状態で残る「申」形式の文書（李逸友 1991：88, F64: W2, pl.6(1)）を挙げておく。これも、冒頭は「皇帝聖旨裏、沙州路達魯花赤総管府據稅使司呈。…」である。

以上から、「皇帝洪福裏」は、モンゴルの文書書式の体系において、二重に破格であることがわかる。第一は、モンゴルの文書行政システムの文書書式に基づくならば、中書省牒という官庁発給文書には「皇帝聖旨裏」を用いるべきである点。第二は、qayan-u suu-dur の訳語としてならば「皇帝福廕裏」を用いるべきである点。こうした逸脱の要因は、やはり発給時期（1269年）の状況に求められる。つまり、文書の形式や書式をはじめとする制度整備が進められている最中に発給された文書だからこそ、後に確定する書式からみると破格な冒頭句が見出せるのである。まさに、制度整備が進められている段階で発給された文書に、蒙文直訳体の過渡期的な表現がみられる（船田善之 2007）のと同様の現象である。

以上のように、本牒が suu の訳語として「福廕」ではなく、「洪福」を使用しているのは、文書制度整備途上段階であったためである。現存史料による限り、命令文の冒頭句における suu の訳語は「福廕」が定訳となっている。ただし、上述の、直訳体碑文における「皇帝洪福裏」の唯一の用例をもつ「トクテムル令旨」は、元末の1339年（至元五年）に発給されたものであった。本用例については、定訳を逸脱している要因を発給年に求めることはできない。この令旨は、フデン（コデン）Köden 系諸王が発給したものであった。聖旨は別として、

諸王の令旨が規定の書式から逸脱することは珍しくない（杉山正明 1993：202-203；船田善之 2007：3, 9-11, nn.5, 18, 21）。本令旨の冒頭は「天的氣力裏、皇帝洪福裏、脱帖木兒荊王令旨裏」となっている。モンゴル命令文における令旨の書式に従えば、「(長生) 天氣力裏、皇帝福廕裏、脱帖木兒荊王令旨」とあるべきである。したがって、「天的氣力裏」・「令旨裏」なども破格であることがわかる。さらに本令旨の下载到刻される1344年「トガチ令旨」の冒頭句は、「長生天氣力裏、皇帝聖旨裏、脱火赤荊王令旨俺的」となっている。令旨の書式に則るならば、「長生天氣力裏、皇帝聖旨裏」は「長生天氣力裏、皇帝福廕裏」となるべきところである。同様に規定の書式から逸脱していることがわかる。

モンゴル語命令文の冒頭句に現れる *suu* の漢語訳については、以下のようにまとめることができよう。フビライ政権による文書行政システム整備以前～整備中の段階では、*suu* の訳語として「福廕」・「洪福」の二語が存在していた。フビライ政権による制度整備により、命令文の冒頭句は原則として前者に収斂されたが、中央以外で発給される命令文の冒頭句にみえる *suu* は、時として「洪福」とも訳されることがあった。すなわち、至元六年（1269）六月「中書省牒」の冒頭句「大蒙古國皇帝洪福裏」は、フビライ政権の文書行政システムが整備されている過渡期を反映したものである。

(2) 元明史料にみえる「洪福」について

本項では、「洪福」の用例を、広く直訳体碑文以外の公文書史料から求めてみよう。

『析津志楫佚』屬縣・宛平縣・古蹟（北京図書館善本組 1983：243）には次のような公文書が収録されている。

至正二年二月初八日、也可怯薛等二日、延春閣後宣文閣裏有時分、速古兒赤喇・雲都赤蠻子等有來。脱脱右丞相・也先帖木兒平章・帖木兒達識平章・阿魯中丞等奏：「世祖皇帝時分、太史院（史）〔事〕郭守敬言、『在前亡金時分、舊城以西、將渾河穿鑿西山為金口、引水直至舊城、上有西山之利、下乘京畿漕運、直抵城有來。在後河道閉塞了。如今有皇帝洪福裏、將河依

舊河身開挑呵、其利極好有。…』…」。

至正二年（1342）二月初八日、イフ・ヒシク（イエケ・ケシク）yeke kešigの第二日、延春閣の後ろの宣文閣にいる時に、シュヘルチ šikürči のナオナオ Naunau³⁰、イルドチ üldüči のマンジ（蛮子）らがいた。トクトー Toγtoγa 右丞相・エセンテムル Esentemür 平章・テムルダシ Temürdasi 平章・アルク Aruγ 中丞らが奏するのに：「世祖皇帝の時に、太史院事郭守敬が言うのには、『さきの金の時、旧城の西で、渾河を西山で開鑿して金口をつくり、水を直に旧城まで引き、上には西山の利があり、下では京畿の漕運に利用し、直に城に至っていました。後に河道はつまってしまいました。いま皇帝の洪福があり（いま皇帝の洪福に）、河を以前のように開鑿すれば、その利は極めてよいのです。…』…」。

「有皇帝洪福裏」という形は解釈しがたい。前後の文脈から理解すれば、「裏」か「有」は衍字であろうと推測される。前者の場合、おそらく、モンゴル語から「有皇帝洪福」と翻訳すべきところ³¹、「皇帝洪福裏」という定型句表現に引きずられて「裏」を付してしまったのであろう。後者の場合であれば、郭守敬の発言に、冒頭句の表現が含まれていたことになる。あるいは、郭守敬の発言が、「皇帝洪福裏」で始まる公文書を元々引用しており、節略・引用の過程で上文のように変形されてしまった可能性もある。この想定についていえば、発言がなされたのは至元二年（1265）³² のことであり、フビライ政権による文書制度が整備されていた最中であるから、この冒頭句が用いられたと解釈できる。

「命立御史臺題名碑」『憲臺通紀』（『永樂大典』卷 二六〇八/23a；王曉欣 2002：77；洪金富 2003：75）には、次のようにある。

天曆元年十一月十四日、本臺欽奉聖旨：「洪福世祖皇帝、自至元五年設立御史臺呵、教做耳目者麼道立了來…」。

天曆元年（1328）十一月十四日に、本台（＝御史台）が欽奉した聖旨に：「洪福もてる世祖皇帝が、至元五年（1268）より御史台を設立するならば、耳目となさせよとって〔御史台〕を立てたのであった…」。

「洪福世祖皇帝」と類似するモンゴル語の用例は、『モンゴル秘史』に見いだ

すことができる。續集巻二 22b/272節には、「*sutu Činggis qahan ečige bidan-u*³³ (福德もてるチンギス=ハーン我らが父君)」とあり、*sutu* の傍訳はまさに「洪福」である³⁴。「命立御史臺題名碑」の「洪福世祖皇帝」の原文は、*sutu Sečen qayan* (洪福もてるセチェン=ハーン) であると推測される。

『通制條格』にも二例みえる。巻二八・雜令・屠禁 (方齡貴 2001: 676 [579]) に次のように現れる。

至大四年十一月十九日、納牙失里班的荅八哈 [失] 奏：「…。不揀幾時做常川斷屠呵、皇帝洪福根底重大福有」麼道奏呵、…

至大四年(1311)十一月十九日に、ナヤシリ=パンディタ=バクシ *Nayaširi Pandita bayši* が奏するのに：「…。いかなる時でも常に殺生を断つならば、皇帝の洪福に対して重大な福がある」と奏したところ、…

『通制條格』巻二七・雜令・禁捕秃鷲 (方齡貴 2001: 623 [505])³⁵ には、次のような表現がみられる。

大徳三年七月十八日、中書省奏：「…。『自來不曾聽得這般勾當。皇帝洪福也者』、這般説有」。奏呵、…

大徳三年 (1299) 七月十八日に、中書省が奏するのに：「…。『從來このようなことは聞いたことがありません。皇帝の洪福であるぞ』とこのように言っております』と奏したところ、…

「1340年筇竹寺アルグ *Aruγ* 令旨碑」(国家図書館 (北京) 蔵拓本・各 9071 ; 北京図書館金石組 (1989-1991), vol.49: 49, 1.10; CLEAVES 1965: 43, 48 ; 松川節 2007: 146 [39]) には、「*qayan-u suu bui ĵ-e* (ハーンの威福であるぞ)」という用例がある。上に引いた「皇帝洪福也者」と対応するモンゴル語の表現であると考えられる³⁶。

以上のように、「皇帝洪福裏」という冒頭定型句の形では、管見の限り、至元六年 (1269) 「中書省牒」と至元五年 (1339) 「トクテムル令旨」の二例のみ確認できるとどまるが、「洪福」という語句自体は、公文書史料に何例か散見された。これらは、すべて皇帝にかけられているか、漢語でいうところの定語(連体修飾語)として皇帝を要求している。

「洪福」という語句は、公文書史料以外にも出現している。例えば、『朴通事』の冒頭（巻上1a・第一話、田村祐之 1996）は、下記の文句で始まっている。

當今聖主洪福齊天、風調雨順、國泰民安。

現在の聖主（皇帝）の洪福は天にひとしく、気候も順調で、国も民も安泰である。

この『朴通事』に限らず、『元史』や雜劇にも散見される³⁷。これらは、皇帝に関連して現れている³⁸。このことは、モンゴルの命令文の冒頭句とモンゴル人の発話の習慣が共通の要素をもっていることの反映とみてよからう（前注17参照）。suu というモンゴル語は、モンゴル語命令文の冒頭句に用いられるだけでなく、会話でもハーンに関連する文脈でも使われている。上述のように、その漢語訳としては、「福廕」「洪福」の両様があったが、フビライ政権による文書行政整備の結果、冒頭句は完全に定型化されて「福廕」が定訳となった。しかしながら、この規定が徹底されにくい諸王の令旨の冒頭句に「洪福」が用いられることもあった。それだけではなく、この規定の厳格な遵守が必要とされなかったであろう、公文書における冒頭句以外の箇所、さらには公文書に関係しない局面（会話など）では、「福廕」「洪福」の両様の使用が継続したものと考えられる。また、いくつかの用例は、モンゴル語の翻訳語としての枠組みの外にあるといえる。こうしたモンゴル語を翻訳した言い回しが、会話表現、雜劇のせりふや歌にも影響した状況が窺われる。

さらに、興味深い点は、『華夷譯語』甲種本の来文に、su (qutuq)・sutu 及びその訳語としての洪福が頻出していることである。乙種本韃靼館来文の冒頭はすべて「皇帝洪福前／qayan-u suu tu」で始まっている³⁹。つまり、モンゴル時代、suu の訳語としては、いわば傍流の「洪福」が、明初に至って、それまで主流であった「福廕」に取って代わったのである⁴⁰。

このことは、明初政権麾下のモンゴル人の来歴が、sutu を「福廕」と翻訳すべきことなど、ハーン周辺・中央にあつて、モンゴル政権の翻訳システムが完全に徹底されていた人材ではなかったことを想起させる。とはいえ、『モンゴル秘史』や『華夷譯語』がモンゴルの翻訳システムの多くを継承していることか

ら、彼らがそのシステムについて全く無知であったわけではないことは確かである。あるいは、諸王周辺の人材や地方の通訳官を通じてモンゴルの翻訳システムを継承したがために、定訳の「福廕」ではなく、「洪福」が用いられたのかもしれない。

ここで、もう一つの可能性を述べておきたい。それは、朱元璋政権の強固な意志による改変である。朱元璋は詔書の冒頭句を「上天眷命」から「奉天承運」への変更している(前注18参照)。詔書の冒頭句を変更することにより、「大元」から「大明」への王朝交替を喧伝するねらいがあったとみてよい。モンゴル時代の「福廕」から『華夷譯語』の「洪福」への変化は、こうした施策の一環として符合するものである。さらに、「洪福」は元号「洪武」と連動するものとして積極的に採用されたと考えられよう。

おわりに

本稿でとりあげた至元三年(1266)「大蒙古國皇帝奉書」・至元六年(1269)「中書省牒」は、モンゴル・日本関係史のみならず、フビライ初期における文書として重要な価値を有している。とくに、至元六年(1269)六月「中書省牒」は、全文を留めている点において、また原型を一定程度留めているという意味においても、元代官文書として稀有の存在である。それまでの朝代、とくに宋金で盛んに刻石された尚書省礼部牒の石刻は、モンゴル時代に入ると統治者の直接のことば(聖旨を始めとする命令文)を刻した石刻にとってかわられるからである。もちろん、符文・給文・公據・執照・榜文も刻石立碑されるが、主流ではない。

そして、形式・冒頭句の分析を通じて、両文書が文書システム確立に至るまでの過渡期を反映していることを確認した。中国の文書行政システムを通時的に考える上でもモンゴル時代、とりわけフビライ期は一つの画期である。今後ともモンゴルの文書行政システムを動的に把握することにより、その位置づけを試みていきたい。

また、日本宛文書の文書形式・字句の変遷から、歴史情勢・対日姿勢を読み

解くことが可能であることを提示した。ところで、至元六年（1269）六月「中書省牒」の内容は、基本的に至元三年（1266）「大蒙古國皇帝奉書」を基礎とし、その後の経緯を加えたものであった。もちろん、返書など反応を示さない日本に督促する目的から、中書省牒という形式で文書を送ったのであった。この形式は、あるいは、これまでの外交文書の伝統も踏まえることによって、日本側が返書し易いように配慮したものかもしれない⁴¹。そして、実際に朝廷は「中書省牒」に対して返書として「贈蒙古國中書省牒」（『本朝文集』巻六七；黑板勝美 1938：399）を作成するに至ったのであった。この返書は結局送達されなかったのであるが、あるいは、中書省牒という形式が先例主義をとる朝廷を動かしたとみることも可能であろう。

本稿では、モンゴル・日本関係史については、初歩的な検討にとどまった。今後、モンゴル・高麗・日本間で往来した文書をさらに綿密に分析することにより、各方面から議論を深化させる必要があるだろう。

参考文献

- 赤松紀彦ほか（2007）赤松紀彦・井上泰山・金文京・小松謙・佐藤晴彦・高橋繁樹・高橋文治・竹内誠・土屋育子・松浦恆雄（編）『元刊雜劇の研究 三奪槩・気英布・西蜀夢・单刀会』東京：汲古書院
- 荒木和憲（2008）「文永七年二月日付大宰府守護所牒の復元—日本・高麗外交文書論の一齣—」『年報太宰府学』2：1-9
- 北京図書館金石組（1989—1991）（編）『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』全101冊、鄭州：中州古籍出版社
- 張東翼（2005）「1269年「大蒙古国」中書省の牒と日本側の対応」『史学雑誌』114（8）：59-80
- 陳垣（1988）（編）；陳智超・曾慶瑛（校補）『道家金石略』北京：文物出版社
- CLEAVES, F.W. (1947) “K’uei-k’uei or Nao-nao?”, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 10 (1): 1-12+3pls.
- CLEAVES, F.W. (1965) “The Lingji of Aruy of 1340”, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 25: 31-79+1pl.
- 方齡貴（2001）（校注）『通制条格校注』北京：中華書局
- 船田善之（2005a）「元代の命令文書の開読について」『東洋史研究』63-4：36-67
- 船田善之（2005b）「『靈巖寺執照碑』碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」『ア

日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開

- ジア・アフリカ言語文化研究』70：81-105
- 船田善之（2006）「元代の命令文書の開読使臣について—その人的構成と巡歴ルートを中心に—」『東方学』111：89-106
- 船田善之（2007）「蒙文直訳体の展開—「靈巖寺聖旨碑」の事例研究—」『内陸アジア史研究』22：1-20
- 「元代の社会と文化」研究班（2005）『『事林広記』学校類(二)・家礼類(一)訳注』『東方学報』京都 77：121-158
- 顧思（1981）〔明〕余繼登（撰）；顧思（点校）『典故紀聞』北京：中華書局
- 洪金富（2003）（点校）『元代憲台文書匯編』台北：中央研究院歷史語言研究所
- 飯山知保・井黒忍・船田善之（2002）「陝西・山西訪碑行報告」『史滴』24：151-184
- 池内宏（1931）『元寇の新研究』東京：東洋文庫
- 岩井茂樹（2006）『『異國出契』所載外交文書 モンゴル來襲期 その一』京都大学人文科学研究所「元代の法制」研究班（2006年7月4日）
- 神奈川県立金沢文庫（2001）（編）『特別展 蒙古襲来と鎌倉仏教』横浜：神奈川県立金沢文庫
- 神田喜一郎（1969）「八思巴文字の新資料（附 大元累授臨川郡吳文正公宣勅）」『東洋学文献叢説』東京：二玄社；神田喜一郎（1984）：82-119
- 神田喜一郎（1984）『神田喜一郎全集 第三卷』京都：同朋社
- 川添昭二（1977）『蒙古襲来研究史論』東京：雄山閣
- 栗林均・确精扎布（2001）『『元朝秘史』モンゴル語全単語・語尾索引』（東北アジア研究センター叢書 第4号）仙台：東北大学東北アジア研究センター
- 黒板勝美（1938）（編）『新訂増補国史大系 第三十卷 本朝文集』東京：国史大系刊行会
- 李逸友（1991）『黒城出土文書（漢文文書卷）』北京：科学出版社
- 劉暁（2007）「元代公文起首語初探」『文史』2007(3)：171-182
- 松川節（1995）「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢 史学篇』29：25-52
- 松川節（2007）「13～14世紀モンゴル文碑刻リスト（増訂版）」森田憲司（研究代表者）2007『13、14世紀東アジア諸言語史料の総合的研究—元朝史料学の構築のために』平成16年度～平成18年度科学研究費補助金基盤研究B研究成果報告書（課題番号：16320099）：139-153
- 明太祖実録（1962）中央研究院歷史語言研究所（校印）『明太祖実録』全5冊、台北：中央研究院歷史語言研究所
- 宮紀子（2003・2004）「モンゴルが遺した「翻訳」言語—日本『老乞大』の発見によせて—」『内陸アジア言語の研究』18・19；宮紀子（2006）：177-268
- 宮紀子（2006）『モンゴル時代の出版文化』名古屋：名古屋大学出版会
- 森平雅彦（2007a）「甲戌・辛巳の役前後における高麗の対日文書」科学研究費補助金・基盤研究B「朝鮮書籍から見た中世の日本と国際関係」研究会（2007年2月3日）
- 森平雅彦（2007b）「牒と咨のあいだ—高麗王と元中書省の往復文書—」『史淵』144：93-137

日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開

- 中村淳・松川節 (1993) 「新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』 8 : 1-92 + 8 pls.
- 中西朝美 (2005) 「五代北宋における国書の形式について—「致書」文書の使用状況を中心に—」『九州大学東洋史論集』 33 : 93-110
- 南村輟耕録 (1959) 〔元〕陶宗儀 (撰) 『南村輟耕録』 北京 : 中華書局
- NHK 取材班 (1992) (編) 『大モンゴル 3 大いなる都 巨大国家の遺産』 東京 : 角川書店
- 佐伯弘次 (2003) 『モンゴル襲来の衝撃』 〈日本の中世 9〉 東京 : 中央公論新社
- 佐藤進一 (1997) 『[新版] 古文学入門』 東京 : 法政大学出版局 ; 2003年新装版
- 宋史 (1985) 〔元〕脱脱 (等撰) 『宋史』 全40冊、北京 : 中華書局
- 杉山正明 (1990a) 「モンゴル命令文研究導論—真定路元氏鼎開化寺聖旨碑の呈示をかねて」『内陸アジア言語の研究』 5 ; 杉山正明 (2004) : 372-402 + pls.26-27
- 杉山正明 (1990b) 「草堂寺閣端太子令旨碑の訳注」『史窓』 47 ; 杉山正明 (2004) : 425-456 + pls.28-29
- 杉山正明 (1991) 「東西系譜におけるコデン王家の系譜」『史窓』 48 ; 杉山正明 (2004) : 457-489 + pls.30-32
- 杉山正明 (1992) 『大モンゴルの世界 陸と海の巨大帝国』 東京 : 角川書店
- 杉山正明 (1993) 「八不沙大王の令旨碑より—モンゴル諸王領の実態」『東洋史研究』 52 (3) ; 杉山正明 (2004) : 187-240
- 杉山正明 (1996) 『モンゴル帝国の興亡(下)—世界経営の時代』 東京 : 講談社
- 杉山正明 (1999) 「大都と上都の間—居庸南北口をめぐる小事件より」 礪波護 (研究代表者) 『中国歴代王朝の都市管理に関する総合的研究』 平成 8 年度~10年度科学研究費補助金 (基盤研究 A1) 研究成果報告書 (課題番号08301035) ; 杉山正明 (2004) : 168-186
- 杉山正明 (2001a) 「大陸から見た蒙古襲来」『北条時宗』 NHK 出版・『歴史と旅』 28 (2) ; 杉山正明 (2006) : 301-326
- 杉山正明 (2001b) 「鎌倉日本に外交はなかった」『中央公論』 2001 (4) ; 杉山正明 (2006) : 327-346
- 杉山正明 (2004) 『モンゴル帝国と大元ウルス』 京都 : 京都大学学術出版会
- 杉山正明 (2006) 『モンゴルが世界史を覆す』 東京 : 日本経済新聞社
- 田村祐之 (1996) 『『朴通事診解』 翻訳の試み』 『養養』 4 : 57-91
- 田中健夫 (1995) (編) 『善隣国宝記 新訂続善隣国宝記』 東京 : 集英社
- 堤一昭 (2003) 「大元ウルス高官任命命令文研究序説」『大阪外国語大学論集』 29 : 175-194
- 植松正 (2007) 「モンゴル国国書の周辺」『史窓』 64 : 27-43
- 王国維 (1983) 『王国維遺書』 全10冊、上海 : 上海書店出版社
- 王曉欣 (2002) (元) 趙承禧 (等編撰) ; 王曉欣 (点校) 『憲台通紀 (外三種)』 杭州 : 浙江古籍出版社

日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開

- 北京図書館善本組（1983）〔元〕熊夢祥（著）；北京図書館善本組（輯）『析津志輯佚』北京：北京古籍出版社
- 楊訥（1988）（点校）『史学指南（外三種）』杭州：浙江古籍出版社
- 楊曉春（2007）〔元〕王恽（撰）；楊曉春（点校）／〔元〕楊瑀（撰）；余大鈞（点校）『玉堂嘉話 山居新語』北京：中華書局
- 姚景安（1996）（元）蘇天爵（輯撰）；姚景安（点校）『元朝名臣事略』北京：中華書局
- 吉田順一・チメドルジ（2008）（編）；吉田順一・チメドルジ・井上治・永井匠・舩田善之・チョイジ・オヨンビリグ・ポインデルゲル・梅村坦・武内紹人・石濱裕美子・荒川慎太郎・宇野伸浩・磯貝健一・矢島洋一・松井太・武藤慎一（著）『ハラホト出土モンゴル文書の研究』東京：雄山閣
- 元史（1976）〔明〕宋濂（撰）『元史』全15冊、北京：中華書局
- 張帆（2002）「元朝詔勅制度研究」『国学研究』10：107-158
- 祖生利（2000）『元代白話碑文研究』北京：中国社会科学院研究生院博士論文

【附記】

本稿は、平成19年度九州史学会大会シンポジウム「文書からみた東アジアの戦争と外交—モンゴル・元を中心に—」（2007年12月8日）での報告「日本宛外交文書からみたモンゴルの文書形式の展開」をまとめたものである。この報告に先立って、科学研究費補助金の研究会（基盤研究B「朝鮮書籍から見た中世の日本と国際関係」・基盤研究S「長崎県北松浦郡鷹島周辺海底に眠る元寇関連遺跡・遺物の把握と解明」合同研究会、2007年2月3日；基盤研究B「前近代東アジアにおける文書とその伝来に関する比較史的研究」研究会、2007年6月27日）で中間報告を行う機会をもった。これらの場で伊藤幸司・佐伯弘次・坂上康俊・森平雅彦の各氏より貴重なご助言を頂いた。また、各所で注記したように、朴通事研究会の史料会読における、金文京・田村祐之・堤一昭・松川節の各氏を始めとする研究会メンバーの議論から多くの着想を得た。ここに特記して深謝する次第である。もちろん本稿に誤謬があれば、その責は全て筆者にある。なお、本稿は、平成18年度～20年度科学研究費補助金に基づく研究成果の一部である。

注

- 1 「元寇」という呼称が問題をはらむ点については、杉山正明 (2001a : 308-315) を参照。
- 2 本稿では陰暦の月を記す。
- 3 張東翼 (2005) は、京都大学文学部図書館所蔵抄本に拠る。この抄本は、内閣文庫所蔵抄本 (和 35088) から抄写されたと考えられるので、本稿では、後者に拠った。この点については、伊藤幸司氏よりご教示頂いた。なお、本稿でとりあげた両文書については、字句や字配りに異同はない。
- 4 影印が多く の書籍に掲載される。本稿では、NHK 取材班 (1992 : 56-57) 掲載の影印に拠った。
- 5 厳密に言えば、「致」「奉」は、文書送達行為を表す動詞に過ぎないと考えて、荒木和憲 (2008 : 5) が整理するように「書」という文書形式名称を採用する方が妥当かもしれない。しかし、そうすると宛先に対する敬意の度合いが異なる両者を区別するすべがない。筆者は、こうした文書送達に関わる敬意表現も広義の文書形式を区分すると考え、その識別も可能となる「致書」「奉書」の使用を提唱したい。なお、『國朝文類』卷四一・雜著・政典總序・征伐・日本 (四部叢刊初編影印至正二年刊本22b) が「國書」と称しており、元人が「國書」と呼んでいたことが知られるが、やはり敬意表現を識別できないことから採用しない。
- 6 さしあたって、川添昭二 (1977) を参照。
- 7 『元史』卷二〇八・外夷傳・日本 (元史 1976 : 4626) : 「〔至元〕六年六月、命高麗金有成送還執者、俾中書省牒其國、亦不報。『本朝文集』卷六七「贈蒙古國中書省牒」：「高麗國使人來也。仍相副彼國并蒙古國牒」(黒板勝美 1938 : 399)。
- 8 外交文書としての牒式文書を検討する森平雅彦 (2007b : 103-105) も本牒をとりあげている。
- 9 『元史』卷二百八・外夷傳・日本 (元史 1976 : 4625-4627) ; 川添昭二 (1977 : 15-22) ; 佐伯弘次 (2003 : 54-73) ; 張東翼 (2005) ; 植松正 (2007) などを参照。
- 10 元代、聖旨と詔は厳密に区別されていた。『國朝文類』卷四〇・雜著・經世大典序録・帝制 (6a) に、「國朝以國語訓敕者曰聖旨、史臣代言者曰詔書」とあり、聖旨は「國語」すなわちモンゴル語で発せられた命令文書 (とその直訳版) であり、詔書は、臣下が雅文漢語で起草したものである。同時代史料では前者が二字擡頭であったのに対し、後者は一字擡頭であった (杉山正明 1999 : 186, n.3)。フビライ政権による定型化以後の蒙文直訳体聖旨の冒頭定型句は「長生天氣力裏、大福應護助裏、皇帝聖旨」であり、雅文聖旨の冒頭定型句は「上天眷命、皇帝聖旨」である。なお、雅文聖旨 (詔書) については、陶宗儀『南村輟耕録』卷二〇・漢兒字聖旨 (南村輟耕録 1959 : 243-244) が「北方ではこれを漢兒字聖旨といった (北方謂之漢兒字聖旨)」と解説する (杉山正明 1990a : 395, n.7)。

日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開

- 11 本稿におけるモンゴル語の転写は、『モンゴル秘史』のそれを除き、ウイグル文字モンゴル語のそれによる。
- 12 『史學指南』發端（楊訥 1988：37）：「長生天氣力裏：長生天者、謂天道久遠之義。氣力者、大也。裏者、内也。欽惟聖朝、荷天地之洪禧、奄有萬邦、薄海内外、悉皆臣屬、故曰、長生天氣力裏。舊曰、上頭天底氣力裏、或曰、上天氣力裏」。
- 13 『史學指南』發端（楊訥 1988：37）：「上天眷命：『傳』曰、「尊而君之、則稱皇天」。『書』曰、「皇天眷命、奄有四海、爲天下君」。欽惟聖朝、受天天命、肇造區夏、故曰上天眷命。詔敕之首、表而出之」。
- 14 国号「大元」は『易經』の「大哉乾元」から採られており、大都の都市プランは『周禮』に基づいている。
- 15 管見の限り、大モンゴル国の文書における冒頭句としての「上天眷命」の用例は、中統二年（1261）八月二十四日発給、至元十三年（1276）三月立石の「提學詔」（『折津志輯佚』學校、北京図書館善本組 1983：201）の「上天眷命、皇帝聖旨。…。宜令准此」まで遡ることができる。なお、「上天眷命」の用例は、モンゴル時代以前の史料、例えば徐夢莘『三朝北盟会編』卷一〇一・炎興下峽（許涵度校勘本、1b）や『宋史』卷一三四・樂志九・樂章三・禘祫・禘享八首（宋史 1977：3141）にもみえるが、命令文の冒頭句ではない。「皇天眷命」の変形である「上天眷命」の語句がモンゴル時代以前から使用されていたことは確かであるが、冒頭句の採用に関する本稿の議論に矛盾するものではないと考える。
- 16 フビライに仕えた許衡の至元二年（1265）上疏に「上天眷命」の表現がみえるのも象徴的である（『魯齋遺書』卷一・語録上、『北京図書館蔵古籍善本叢刊』91 影印万曆刊本16a；同書卷七・爲君難六事、5a；『元史』卷一五八・許衡傳、元史 1976：3720）
- 17 『黑韃事略』（王国維 1983：vol.8, 217）に「其常談必曰、「托着長生天底氣力、皇帝底福蔭」」とあるように、もともと日常会話でも頻用する挨拶ことばのようなものであった（杉山正明 1990b：440；張帆 2002：149, n.10；劉曉 2007：181）。
- 18 明代に入ると「上天眷命」は用いられなくなり、「奉天承運」が用いられるようになる。このことについては、『太祖實録』卷二九・洪武元年（1368）正月丙子（明太祖實録 1962：483）に「上以元時詔書首語曰『上天眷命』、其意謂天之眷祐人君、故能若此盡謙卑奉順之意。命易爲『奉天承運』、庶見人主奉若天命、言動皆奉天而行、非敢自專也」、余繼登『典故紀聞』卷一（顧思 1981：18）に「元時詔書、首語曰『上天眷命』、太祖謂此未盡謙卑奉順之意、始易爲『奉天承運』、見人言動皆奉天而行、非敢自專也」という記載がある。張帆（2002：149, n.10）及び劉曉（2007：179-181）も参照。
- 19 陳垣（1988：491）；飯山知保・井黒忍・船田善之（2002：175 [41]）。至元十一年（1274）立石、山西省芮城永樂宮現存。題額部分に刻される。碑身には六通の潘公大師宛疏が刻される。
- 20 杉山正明（1993：233）は、「上頭」でモンゴル語 *deger_e* を表した例として本碑に言及

日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開

- している。ただし、杉山正明（1990b：434-442）は「天地（底）氣力裏」及びその類型を検討する際、「長生天（底）氣力裏」への収斂に関する詳細な議論においては、本碑の「上頭底氣力裏」に言及していない。
- 21 杉山正明（2001b：340-341）は、「奉書」として復元する。
- 22 岩井茂樹（2006）は、至元三年（1266）の「奉書」形式から至元二十年（1283）の「詔諭」形式への変化を、皇帝並立の状況から、「天下一統」「混一天下」を実現した天子の理念への転換と連動させて解釈している。
- 23 元代における命令文書の開読については、船田善之（2005a；2005b：95-97；2006）を参照。
- 24 陳垣（1988：804-805）；飯山知保・井黒忍・船田善之（2002：181-182 [110] [113]）。至正七年（1347）十一月立石、山西省芮城永樂宮現存。額題「令旨碑記」上載。下載の猴兒年（1344）四月二十四日「トガチ令旨」（発給者：トガチ Toγači（脱火赤） 荆王、発給地点：大都）と合刻。両令旨の年代比定やトクテムル荆王・トガチ荆王については、杉山正明（1991：484-488）参照。
- 25 後述するように、この「裏」は、想定されるモンゴル語原文と蒙文直訳体の定型に則せば、衍字である。
- 26 “洪福”：対応的蒙古語原文為 su、意為“福・偉大・神聖”等、《蒙古秘史統集》卷二：“速凶”（sut’u）、傍訳“洪福”。白話碑文一般訳為“福蔭”。
- 27 宮紀子（2003・2004：252, n.13）は「“大福廕”が何を指すのか従来明らかでないが、セヴィンチュ・カヤの散曲「皇都元日」に“聖天子有百靈助”という。『太平楽府』巻七【双調新水令】と指摘する。
- 28 なお、劉暁（2007：182）も参照。官庁・官僚発給文書の冒頭句は法旨に同じく「皇帝聖旨裏」である。劉暁（2007：175-176, 182）も論述するように、諸王・皇后位下に所属する部門及び属僚が発給する文書の場合は、令旨・懿旨なども発給根拠に挙げられ、「皇帝聖旨裏、X X 令旨裏、…」などとなる。
- 29 なお、「皇帝聖旨裏」を「皇帝の聖旨のうちに」と訳すのは、想定される原文モンゴル語を精確に理解していない。一般に、「長生天氣力裏」「大福廕護助裏」などの「裏」は与位格を、「皇帝聖旨裏」「X X 令旨裏」などの「裏」は造格を、それぞれ訳出したものである。吉田順一・チメドルジ（2008：72-74）も参照。
- 30 この人名の読み方については、CLEAVES（1947）参照。
- 31 当該箇所は郭守敬の上奏である。したがって、漢語からモンゴル語、モンゴル語から直訳体漢語という翻訳過程を経ているとみるべきであろう。
- 32 齊履謙「知太史院事郭公行状」（『國朝文類』巻五〇・行状、2 b-3 a）；蘇天爵『國朝名臣事略』巻九之二・太史郭公（姚景安 1996：186-187）；『元史』巻一六四・郭守敬傳（元史 1976：3846-3847）

日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開

- 33 『モンゴル秘史』の漢字モンゴル語の転写は、栗林均・碓精扎布（2001）に拠る。
- 34 なお、『モンゴル秘史』續集卷二 28b-29a/275節には、「mōngke tenggeri-yin güčün-tür qahan abaqa-yin su-tur（とこしえの天の力に、ハーン叔父上の御威光に）」とあり、ここでの su の傍訳は「福廢」で、元代の定訳を踏襲している。
- 35 本史料については、「朴通事研究会」（2003年8月9日）において、金文京氏が、ほぼ同内容を載せる『元典章』典章三八・兵部卷五・捕獵・打捕・禁打捕秃鶯の存在を指摘された。
- 36 この見解は、「朴通事研究会」において、松川節氏が提出された意見に基づく。
- 37 例えば、關漢卿『大都新編關張雙赴西蜀夢全』第二折（赤松紀彦ほか 2007：195）に「這南陽（排）[耕] 叟村諸亮、輔佐着洪福齊天（焗）[蜀] 帝（五）[王]」と、『元史』卷一三三「塔出傳」（元史 1976：3224）に「塔出曰：「今日之事、上賴皇帝洪福、下賴將士之力、吾何功焉」と、それぞれある。
- 38 この点については、「朴通事研究会」での議論、とくに金文京氏・田村祐之氏の配付資料に多く示唆を得ている。
- 39 『華夷譯語』における事例は、「朴通事研究会」での堤一昭氏の配付資料に基づいている。
- 40 『モンゴル秘史』では、上述のように「洪福」「福廢」の双方がみられる。
- 41 森平雅彦（2007b：106-108）が示すように、先行する高麗・日本間、宋・日本間で牒式文書が往来した事例がある。